

第5回北海道洋上風力推進連携会議

日時：令和6年（2024年）8月2日（金） 10：00～11：30

場所：ACU-A 大研修室 1606（札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ 45 16階）

オンライン併用開催

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

ただ今から「第5回 北海道洋上風力推進連携会議」を開催いたします。本会議は、会場での開催に加え、ZOOMでの傍聴がございますので、2点ほど注意点を挙げさせていただきます。

1点目でございますが、ZOOMで傍聴されている皆様におかれては、ハウリング防止や通信状況の維持のため、マイク・カメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

2点目でございますが、本会議は、「北海道行政基本条例」及び「北海道情報公開条例」により公開とさせていただきます。また、「北海道文書管理規程施行通達」に基づき会議記録を作成いたしますので、会議を録音・録画することについてご承知願います。本日、私どもの後ろに報道席を設けて、報道の方も入っていただいておりますので、併せてお知らせします。

それでは開会にあたりまして、北海道経済部ゼロカーボン推進局風力担当局長の西岡よりご挨拶申し上げます。

【北海道経済部 ゼロカーボン推進局 西岡風力担当局長】

道庁の西岡でございます。北海道洋上風力推進連携会議開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙の折、ご出席賜り誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃より道の環境・エネルギー施策の推進にご理解あるいはご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、道内では、石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖の5区域が、昨年5月に再エネ海域利用法による「有望区域」に整理をされたところでございます。

道では現在、それぞれの区域におきまして、それぞれの地域事情に応じまして漁業関係者の皆様をはじめ、地元の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧に取り組を進めておりますことを、まずはご報告申し上げます。

また、道といたしましては、洋上風力発電の取り組みを進めていくことは、再エネ導入拡大という観点に加えて、道内の地域振興、産業振興につなげていくことが重要と考えておりまして、風力発電関連のサプライチェーンの構築や人材育成などを通じ、地元はもちろん、広く道内における関連企業の集積が進むことなどが期待されているところでございます。

本日は、資源エネルギー庁より洋上風力政策の進捗につきまして、北海道開発局より基地港湾の指定について、道経連よりサプライチェーン構築と人材についてご説明をいただくほか、道からは有望区域における協議会の運営状況についてご説明をさせていただきます。

本日もご出席の皆様方には、洋上風力推進に向け、忌憚のないご意見等をいただきますよう、お願いをいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いたします。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

ありがとうございます。本会議の出席者につきましては、配付をしております資料1の出席者名簿の方をご確認いただければと思います。

続きまして、事務局からの報告事項でございます。北海道洋上風力推進連携会議の設置要領の改正についてでございますが、皆様のお手元に配付しております資料2のとおり、道の機構改正に伴いまして、本会議の設置要領を改正しており、4月26日より施行しておりますので、ご報告させていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。資料3の「我が国の洋上風力政策の進捗について」。

発表者は、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 課長補佐兼風力政策室室長補佐西尾様。

西尾様におかれましてはオンラインにて発表いただきます。西尾様、よろしく願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室西尾室長補佐】

資源エネルギー庁風力政策室西尾と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは私の方からは、我が国の洋上風力政策についてというところで、洋上風力の政策の進捗ですとか、今、現状どうなっているのかという点についてご報告させていただければというふうに思います。

まず、最初に洋上風力政策の現状というところでご説明させていただきます。洋上風力発電を導入する意義というところで、洋上風力発電は、三つのメリットがあるというふうに言われておりまして、再生可能エネルギー主力電源化に向けた切り札というふうに、我々の方で言っております。

まず1点目のメリットというところで、導入拡大の可能性です。洋上風力発電、欧州を中心に世界で導入が拡大しているところでして、まさに欧州のみではなくアジアでも中国や韓国、台湾、さらにはASEANの方でも導入が進もうとしているところでございます。四方を海に囲まれた日本においては、かなり導入が期待されるというところでございます。他方で、欧州で進んでいるところについては、北海では遠浅の海で着床式の洋上風力が設置しやすいという状況ではございますが、そういった地形とか、風況が異なるものの、かなりポテンシャルが見込まれるというところでございます。

2点目のメリット、コスト競争力のある電源というところでは、「再エネは高い」というふうに言われているところでございますが、欧州等では、遠浅の北海を中心に落札額が10円/kWhを切る事例ですとか、いわゆる市場価格で売電すると、補助金をいただかなくても実施できるという事例が生じるなど、風車の大型化ですとか、事業の大型化を通じてコスト低減が可能となっております。日本においての、いわゆる洋上風力の第2ラウンド公募というところでは、ゼロプレミアム水準、3円/kWhというところで、FIP制度のもと、相対取引等を実施して、いわゆるFIPによる支援、国民からの支援をいただかなくても実施できるというような事例が起こっているところでございます。

3点目の経済波及効果というところで、こちらは地域の自治体からの期待の声も高いところでございますが、洋上風力発電事業というところは部品数がかかなり多くて、類似する産業としては

例えば自動車産業ですとか、航空機産業というふうに言われておりました、風車を作る際に、メンテナンス等も含めてですけど、事業規模がかなり大きいことと関連産業への経済波及効果が大きいというところで、経済活性化に大きく寄与するというふうに言われているところでございます。

日本において洋上風力発電はなかなか進んでいなかったところですが、そういった背景としましては海域を占有するための都道府県条例の占有許可等といった仕組みがございますが、そういった占有許可では3年から5年という短期間であって、長期の占有ルールが必要という背景がございました。そうした背景の中、まず管理者が明確になっている港湾区域を利用するということで、港湾法を改正して2016年7月に施行しまして、今現在日本で建っている洋上風力は、多くは港湾法の中でやっている港湾区域の案件になります。北海道においても、石狩湾新港で洋上風力発電をしておりますが、そちらも港湾法を利用した案件になっております。

その港湾区域以外の一般海域、領海内を利用するために再エネ海域利用法が2019年1月に施行しているという状況でございます。

再エネ海域利用法に基づく区域指定、事業者公募の流れでございますが、まずは都道府県からこの場所でやりたいという情報提供をいただきまして、関係省庁との協議をしながら、準備区域、まさにこれから調整を始める区域という形で整理をします。準備区域の中でも、今後促進区域に挙がる可能性があるというところですか、利害関係者が特定できて、協議会を開催することに同意が出来ているという条件が整いましたら、有望区域に整理しまして、地元の市町村長ですとか、都道府県知事、関係漁業者等を含んだ協議会を設置しまして、その協議会において合意を得られましたら、促進区域に指定するという流れでございます。

促進区域に指定されましたら、経産大臣及び国交大臣が事業者公募を実施しまして、選ばれた事業者に対して、経産大臣は、再エネ特措法の認定ですとか、国交大臣から区域の占有許可を与えて、その他再エネ海域利用法以外の環境アセスメントですとか、適切な方法に基づいて手続きを進めていただいて、運転開始に至るという流れになっております。

現在再エネ海域利用法に基づく案件というところが、こちらにございます。これまで10の促進区域がありまして、第1ラウンド第2ラウンドの事業者が選定されております。⑨⑩番の青森の日本海南と山形県遊佐町については、第3ラウンド公募実施しまして、先日、7月19日に公募を締め切りまして、今、事業者の選定をしているところでございます。また、日本国内に9の有望区域がございましてその中の5区域が北海道の案件になっております。このうち北海道松前沖については、ちょうど先々日、第3回の法定協議会を実施しまして、その中で、協議会取りまとめというところで、協議会の意見が取りまとまって、促進区域の指定に向けた合意が成されたところです。今後必要な手続き等を実施して促進区域に指定されて事業者が選定されていく流れになっております。

北海道の他の区域におかれましては、檜山沖については7月22日に第2回法定協議会を実施し、⑫番の、北海道岩宇・南後志地区沖についても、7月29日、第1回の法定協議会を開催して、まさに協議が行われているところでございます。そのほか北海道には準備区域として、北海道岩宇・南後志地区沖のより沖合側の浮体、また北海道の島牧沖についても、並んでいるところでございます。

洋上風力発電に関する政府の目標でございますが、2020年、洋上風力産業ビジョンというものを定めて、これは官民で目標設定したものでございますが、その中で政府目標として2030年まで

に 10GW、2040 年までに、30 から 45GW の案件形成目標を設定しております。現在エネルギー基本計画についての議論が行われておりますが、2030 年度における洋上風力の導入目標というところで 5.7GW と書かれておまして、現在再エネ海域利用法ですとか、港湾法に基づいて、5.1GW、2030 年に稼働に向けて動いているというところで、残り 0.6GW を導入して、2030 年度の目標を達成していこうというところでございます。

法定協議会においては、協議会意見取りまとめというものをまとめております。その中で地域の将来像というところもあわせて掲載しているところです。有望な区域に指定されましたら、再エネ海域利用法に基づいて、いわゆる法定協議会を開催しているところです。法定協議会においては、国ですとか、都道府県、地元市町村長、関係漁業者、有識者に入っただいて、選定事業者を求める事項、いわゆる促進区域に指定して、事業者を公募するに当たって「こういったところを守ってください」とか、「事業者にこういったことを求めます」というところをまとめています。それを協議会において、協議会意見取りまとめという形で文書化して、協議会の構成員は、その結果を尊重しなければいけないというような形にしています。一方で、事業者公募する際にも、この協議会意見取りまとめをその公募の条件というような形で課しますので、この協議会のメンバーと選定事業者というところは、それをお互い守りながらやっていくというところを決めているところでございます。

協議会意見取りまとめでどういったことを書いているかと言いますと、例えば、左下の図にありますが、地域漁業との共存共栄策、どのようなものを実施していくのか。また、漁業影響調査の考え方として、どういった魚種ですとか、方法でやっていくのかというところをまとめています。また発電設備の設置運営にかかる留意点というところがございますが、例えば漁業との関係で風車を設置できない場所を設定するとか、また、漁業との関係で、洋上風力の工事を実施する時期を細かく設定するとかそういったところを決めているところになります。

またその他、別途環境アセス法に基づいて環境配慮事項、適切に実施されていくこととなりますが、協議会の中で、そこを議論することもございます。その他に一番の地域漁業との共存共栄策の実施にあたっては、地域の将来像という形で、その地域がどういったことを目指していくのかということも合わせて取りまとめに書いておまして、選定事業者からその貢献に関する事項も併せて提案いただくような形になっています。地域や漁業の将来像の実現に向けて選定使用者と国とか、自治体もあわせて一丸となって取り組むことで、その共存共栄を具体化していこうというところでございます。

今後の洋上風力政策についてというところで、今まさに、浮体式の洋上風力の導入に向けて議論を進めているところでございますが、その政策の進捗状況についてご説明させていただきます。

浮体式洋上風力を早期社会実装するにあたっての政策の方向性でございます。着床式洋上風力については、引き続き再エネ海域利用法等に基づいて着実に導入を進めていく形になりますが、浮体式洋上風力についても我が国は産業競争力を強化して、早期導入を実現していくというところを目的にしておまして、主に 4 点、取り組んでおります。

一つ目は案件形成です。再エネ海域利用法を改正して、今は一般海域、いわゆる領海内で実施することしかできなかったものを、EEZ で実施できるように運用ルール等を整備していくこととしております。また、EEZ 含む洋上風力の案件形成の加速化に向け、領海内も EEZ も JOGMEC によるセントラル調査等を実施していくこととしております。また、今後でございますが、浮体式洋上風力の導入目標等を含む戦略を策定していくこととしておまして、まず、国内外からのさらな

る投資を呼び込むための魅力的な市場を創出していくこととしています。

2点目につきまして、研究開発とか実証を進めていくというところでは、浮体式洋上風力分野で日本がグローバル市場をリードして行くには、産官学が連携して、グローバルな共通課題である、コスト抑制と量産化する技術というところの確立を目指していくこととしております。研究開発、大規模実証を実施しながら、欧米等と連携しながら、規格標準化に向けた議論を進めているところでございます。

3点目は、サプライチェーン構築。日本国内において、洋上風力のサプライチェーンを構築していくというところでございますが、着床式の洋上風力については、補助金ですとか、公募評価において、電力安定供給を重点評価する仕組みを使っておりまして、その中で、国内に着実にサプライチェーンが形成されているところでございます。浮体式洋上風力についてはさらに浮体基礎の部分が重要になってきますので、GX サプライチェーン補助金を活用しながら、さらに戦略的に設備投資等を実施していくこととしています。最終的に国外輸出し得る生産基盤を国内に構築していきたいというふうに考えております。

4点目が、人材育成でございますが、洋上風力産業を支える人材がとても重要になってきますが、特に地域からそういった人材を活用していくという観点も重要だろうというふうに思います。地域における人材育成拠点の整備ですとか、これらの拠点を活用しながら、大学や高専といった教育機関と連携しながら、人材育成の取り組みを構築していくこととしております。

案件形成についてです。11 ページ目、こちらがまさに再エネ海域利用法を改正して、EEZ に広げていくというところでございます。重要な論点としては、英国や米国で取り入れている、二段階方式、1GW 級の大規模案件を複数に同時に創出していくというところを目標に進めているところでございます。この再エネ海域利用法の改正につきまして、前回の通常国会において提出させていただいて、衆議院については、与野党とともに全会一致というような形で合意いただいたところですが、審議日程等の関係で、参議院で審議が行うことができず、継続審議という扱いになっておりまして、次期臨時国会ですとか、そういったところで議論させていただいて、早期の成立を目指しているところでございます。

セントラル方式による JOGMEC の調査は北海道でも実施されていますが、それは引き続き適切に実施していくというふうに考えております。

研究開発です。グリーンイノベーション基金でいわゆるフェーズ1というところで、要素技術開発等を行っているところでございますが、フェーズ2というところで、一体設計を実施しようとしているところです。浮体式洋上風力のいわゆるフェーズ2というところで、実海域の中で、実際に浮体式洋上風力を立てて実証していくというところで、秋田県南部沖で実施する事業者と愛知県田原市・豊橋市沖で実施する事業者というところが選定されて、まさに実施しようとしていく流れです。残念ながら、ここ北海道の2区域についても、そういった実証候補海域というところで、選定されてはいたのですけれども、NEDO の評価の中で、いわゆる事業者の技術的なところを評価していく中で、そこで北海道で実施する事業者ではなく、この秋田県ですとか、愛知県で実施する事業者の方が高く評価されて、そちらが選定されたというような形になってございます。

日米首脳会談においても、浮体式洋上風力を進めていこうというところで合意がなされて、デンマーク等とも連携を進めているところです。特に米国ですとか、デンマークは世界的な風車の製造メーカーを持っておりますので、そういったところと連携しながら取り組みを進めているところでございます。

FLOWRA という浮体式洋上風力の技術研究組合を設置しております、海外等でも実施してはいますが、発電事業とか、事業実施する際の研究開発、特に協調領域というものがございしますが、海外の取組等も参考にしながら、浮体式洋上風力の量産化技術、低コスト化技術というところを事業者の中で、協調領域を一緒にやっていくというような形でございます。

サプライチェーン構築です。洋上風力とか風力について日本で作れないのではないかとというご意見等もいただくこともございますが、既に日本で作られるというところは、かなり入っているところです。例えば風車のナセルという風車の心臓に当たるような部分ですが、それらの世界的な風車メーカーと東芝で連携しながら、日本国内で工場も設置しておりますし、設置に係るSEP船、清水建設は、世界最大級のSEP船を有しております。風車を乗せる基礎のジャケットといわれる部分ですとか、モノパイルといわれる部分についても、北九州や岡山に製造工場があるというところがございます。またO&Mについても日本郵船が秋田県で、人材育成拠点を設けるなど、そういったところも、日本がしっかり入ってこられるようなところになっているところです。

経済産業省としても、そうしたサプライチェーン構築に向けた支援を実施しております、そういった設備に対して補助等を実施しているところです。

人材育成についてです。洋上風力に関する人材育成、非常に重要と我々も考えておまして、2022年度から大学等の教育機関におけるカリキュラム作成ですとか、トレーニング施設を整備するための支援を実施しているところです。2024年4月から、もう既に支援を受けた事業者によるトレーニング施設がオープンしております、これは特に港湾法における港湾区域で実施しているような場所です。例えば秋田ですとか、茨城とか、そういったところです。

人材育成に向けては産業界だけではなくて、教育機関との連携も必要になってきますので、人材育成を図る取組として、EGOWINDというものを設立しております。具体的に高専機構ですとか、産業界がうまく連携しながら、工業系の人材をうまく洋上風力等に活用できるように連携しながら取り組みを進めているところです。以上、全体的に早足になってしまいましたが、私からの説明を以上になります。何かご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらよろしく願います。

【北海道機船漁業協同組合連合 原口常務理事】

今いろいろご報告いただいたのですが、我々トロール漁業の連合会のものなのですが、非常に知れば知るほど不信感がどんどん募ってきているというのがありまして、今報告ありましたけれども欧米で非常に先進的で経済的な効果があがっているというお話がありましたけれども、どんどんどんどん北米海域なんかでいくと、欧州の企業が全然採算に合わず撤退しているという中であって、本当に経済的にプラスになるのかなと。もちろん、環境の問題があつて、この事業推進されると思うのですが、大型の風力発電を作ることによって本当にCO2が削減されているかと。全然違うレポートも出ていますし、ましてやそうやって全然経済的に採算に合っていないくてグリーンエネルギーの賦課金頼みの事業になっていて、そういうものに我々つき合わされるのか。付き合わされて本当にメリットはあるのかというところで非常に不信感最近募っているところです。それは正直に話させていただきたいなと思って発言させていただきます。

そういう中であってこういうふうに経済的に採算が合わないような事業をやっていて本当に我々、補償をまともに受けられるだろうかというところも非常に疑問に思っています。

欧米であれば MSP のような、海洋空間計画を作って、ステークホルダーが全員集まって話し合いが行われて、その中で、公のボンドのようなものがあってそこから補償金が出ると。だけれども今やっている内容であれば、「我々はゾーニングをします。ゾーニングをするのだけれども、あとは開発事業者と漁業者で話し合ってくれ」と。勝手にやってくれというような内容になっているので、そんなもので本当にこの採算が合わない事業やって補償をまともに受けられるのかということも非常に疑問に感じているところです。

トレーニングをつめば、風車のエネルギーコストが下がるというレポートも出ていますけれども、それ全く全然違って、ブレードを大きくすればするほど故障が発生すると、コストは全然下がっていかないレポートも出ています。そういう中であってそういうような紹介が今回のレポートにないのが非常に不信感を感じました。率直な意見です。

【経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室 西尾室長補佐】

ご意見いただきましてありがとうございます。洋上風力の建設コスト等については、昨今のインフレ等で、そういった発電事業者ですとか、風車メーカー等の中で、そういった声があるというところは承知していますし、実際その洋上風力実施する際におきましても、事業者の計画、我々国の方でチェックしております。その中での資金収支計画ですとか、また事業計画、含めてチェックしておりますし、仮に事業を撤退して廃止せざるをえないというところの廃止撤去費用等の積み立て等も実施しながら、皆様にご心配のないような形で進められるように取り組んでいるところでございます。また、発電事業者といわゆる漁業者等の先行利用者との調整が民々任せになっているのではないかとということのご不安の声でございますが、まさに再エネ海域利用法を制定している中で、法定協議会というものを設置して、発電事業を実施する際、ずっとそれが、継続的に開会することになります。そこに国ですとか、都道府県とか、関係自治体も入りながら適切に協議を実施していておりますので、民々任せにならないような形で協議を進めているところでございます。私からの回答は以上になります。

【北海道機船漁業協同組合連合 原口常務理事】

もう 1 点だけお願いします。それで、そういうようなレポートをいただいたのですけれども、石狩湾で行われている事業は、実際に、例えば漁業の影響調査がされないでスタートしているんじゃないですか。そういう中であって、少なくとも、事業をどうしても開始するというのであれば、ベースラインを作った調査、今、石狩湾で行われることはベースラインありますか。ないと思うんですよ。ない中で本当に風力発電をやったことによってプラスだったのかマイナスだったのかということについては検証できないじゃないかと思うんです。調査に関してもベースラインをしっかり作るような調査を指導して欲しいと思います。

【経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室 西尾室長補佐】

はい、ありがとうございます。石狩湾新港のプロジェクトは港湾法に基づいて実施しております

して、再エネ海域利用法に基づくプロセスとは若干違うところがございます。再エネ海域利用法に基づくプロセスにおいては、協議会の中で、しっかり漁業影響調査の考え方とか整理しながら、地元の漁業者様にも入っていただきながら、有識者にも入っていただきながら、協議を進めておりますので、その点適切に進めて参りたいと思います。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

はい。それでは続きまして、資料4の洋上風力発電に関する基地港湾の選定について、発表者は国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾計画課港湾計画管理官の谷様。

谷様、よろしくお願いたします。

【国土交通省 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 谷港湾計画管理官】

北海道開発局の谷と申します。それでは、座って失礼します。

私からは洋上風力発電に関する基地港湾の選定についてということで、洋上風力発電進めていくにあたって港湾の果たす役割という観点から少しお話をさせていただきます。

まず資料の1枚目をご覧ください。上の四角囲みの中で、三つ書いていますけれども、①と②については、先ほどの資源エネルギー庁さんからの説明とかぶりますので省略させていただきます。左上の③番の基地港湾における埠頭貸付制度の創設というところ、これまさに港湾の利用という面で、法改正をして創設された制度でございます。日本の港湾は基本的には各自治体さんが管理するものになっています。北海道では、主には市・町が管理してまして、一部、複数の自治体が連合して管理組合方式という形で管理している港湾もございます。国が整備した施設は管理者さんに管理を委託することになりますが、例えばある事業者さんに使用許可するにしても、数年単位といった短いような期間でしか使用許可するというのが今まで一般的ではなくて、そうすると風車の事業者さんにとっては、その短期間で採算性取れるかわからない中で、あまり導入が進まないのではないかとというようなところから、この貸付制度が創設されてまして、この新しく創設された制度ですと、国が整備したものについては直接、事業者さんに対して、最長30年間貸し付けることができるというふうな長期の貸し付けが可能になっております。これによって洋上風力発電の導入を推進していこうということで、2020年2月に改正港湾法として施行されたものでございます。

続いて2ページ目をご覧ください。一般的な洋上風力発電設備の型式等その特徴というものを一覽で示しております。主に着床式と浮体式の大きく二つに分けられると考えておまして、各型式における長所と課題の主なものを書いておりますけれども、最終的には、事業者さんの方で、いろんなシミュレーションしながら、どういったものかということが決定されていくというふうに認識をしております。港湾の整備という観点から言いますと、例えば、着床式であってもジャケット形式とモバイル式でございますけれども、それぞれ、整備する、風車を建設するにあたって、どのように港湾を使うのかということも、事業者さんの方である程度シミュレーションをしながら、それが決定していくと思いますので、港湾についてもどういった利用がなされるのかということも踏まえて、必要な対応への港湾整備の中で行っていくことが重要ではないかと考えております。

続いて3ページ目をご覧ください。風車の大きさを三つほど示しております。一基あたりの発電容量が10MW、15MW、20MWというふうに示しておりますけれども、現在一般的なのは15MWという

ふうに認識をしております。当然風車が大きくなっていきますと各部材も、少しずつ大きくなっていきますので、それに対応した港湾整備というものも考えていかなければいけないのではないかと考えております。

続いて4ページ目をご覧ください。風車の建設に使用される SEP 船という作業船の状況でございます。だんだん大型化してきておりまして、国内ですと、一番下の表の右端に示しております、2500 トンの吊り能力を有するもの、今現在これが国内で最大級だと考えておりまして、当然この SEP 船も風車建設する際には、部材の積み込み等で、港湾利用することになりますので、こういった SEP 船が利用できるような港湾整備というものを考えていきたいと思っております。

続いて5ページ目をご覧ください。こちら風車の設置の流れの一般的なものを示したものでございます。まず左上の①の部材輸入のところから始まりまして、部材輸入も海外から輸入されるのが一般的だと思いますので、そうするとやはり結構大きな船で持ってくる場合が多いと思えます。その時に利用できる岸壁の整備というものがまず必要だということになります。ここで持ってきた部材、岸壁の後ろに置かれていくわけですけれども、それを建設する海域に SEP 船で持っていく時にはある程度岸壁上で組み立ててから SEP 船に積み込むというやり方が一般的になっております。そうしますと岸壁の下の地盤もかなり強い強度が求められますので、その点地耐力の強化というものも必要な整備になってきます。SEP 船に積み込まれたものについてはそのまま SEP 船で建設海域まで運ばれていきまして、SEP 船から組み立てが行われるという流れになりますので、主に部材の輸入ですとか、SEP 船への積み出し、これに対応できる港湾整備というものが重要だと考えています。

続いて6ページ目をご覧ください。、令和4年に全国一斉に各港湾管理者さんに対して、今後風車建設の拠点となる基地港湾の指定の意向があるかどうかというところ、アンケート調査しております。北海道内ですと、右側の日本地図に示しておりますように、稚内港、留萌港、石狩湾新港、室蘭港の四つの港湾の管理者さんから意向があるということで回答いただいております。まだ北海道内で基地港湾に指定されている港湾はございませんけれども、このアンケート調査結果というものを踏まえつつ、今後検討していく必要があると考えています。

続いて7ページ目をご覧ください。こちら冒頭のお話と少しかぶりますので、省略をさせていただきます。基地港湾制度の概要について、最大で30年間貸し付けることができるようになったというものでございます。

続いて8ページ目をご覧ください。こちら先ほどの資源エネルギー庁さんの資料とかぶりますので、省略させていただきます。

続いて9ページ目でございますけれども、北海道内ではまだ基地港湾指定されているところはございませんけれども、全国で見ますと、9ページ目に示すとおり、7つの港湾が基地港湾としてすでに指定済みでございます。必要な港湾整備というものが順次進められている状況でございます。直近では、青森港と酒田港というのが、今年の4月に基地港湾になりまして、同じタイミング、令和6年の4月から必要な港湾整備というものが始まっております。今回はですね、最新の指定された港、青森と酒田について、少し事例紹介ということでご説明をさせていただきます。

次の10ページ目をご覧ください。まず、青森港、10ページは全体の概要を示しております。地図の中にありますとおり、東西に岸壁が広がっているような港でございます。そのうち地図の左端にある一部変更対象箇所というふうに黄色で示しているところ。ここが今回、港湾整備が進

められている箇所になります。

続いて 11 ページ目ですけれども、参考までに、基地港湾に指定されるにあたっては、やはりいろいろな要件がございますけれども、特に促進区域に指定されているところが近くにあるかというのが非常に重要な観点かなと思っておりまして、青森港の周辺で言いますと、真ん中あたりの地図に示しておりますけれども、いろいろ海域ございまして、令和 5 年の 10 月に一つ促進区域に指定されたところが、出てきているという状況でございました。

続いて 12 ページ目をご覧ください。青森港の港湾計画の一部変更というタイトルのスライドでございます。先ほど申し上げましたように、港湾については管理しているのは基本的に港湾管理者さん、地元の自治体が多いという状況でございまして、自治体さん、港湾管理さんが港湾ごとに港湾計画、将来の構想的な港湾計画というものを作っております。その中で、青森港については港湾計画を一部変更しまして、このエリアを風車の建設で使うというようなことを港湾計画の中で示しております。まさにそれが二つ並べている地図のうち今回計画というところにございまして、見づらいですけれども、緑の四角で囲っているところ、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域ということで、風車の建設やその後の維持管理でエリアを使うということを計画の中で示しております。

これに基づいて、次の 13 ページ目ですけれども、基地港湾に指定されたのと同じタイミングで、今年 4 月から必要な港湾整備事業というのが、国の直轄事業として進められております。令和 9 年度までに完了する予定となっております。

続いて 14 ページ目をご覧ください。もう一つ、指定された酒田港でございます。こちら先ほどの青森港と同じくまず 14 ページ目で、酒田港の全体の概要を示しております。

14 ページ目は、ご覧いただきまして次、続いて 15 ページ目ですけれども、酒田港についても基地港湾に指定されるにあたって、去年の 10 月に、周辺の海域で促進区域に指定されたところが出てきていまして、その後に、今年 4 月に基地港湾に指定されているという状況でございます。

続いて 16 ページ目をご覧ください。酒田港も地元の管理者さんで港湾計画一部変更というものを行っております。これも右側の今回計画の地図に示しております緑囲みの中、ここを風車の建設、その後の維持管理の拠点として位置づけるといように計画を変えております。

酒田港についてもこの計画に基づきまして、次の 17 ページ目で示していますように、今年 4 月から、国の直轄事業として必要な港湾整備が進められております。

続いて 18 ページ目をご覧ください。今ご説明しました青森港と酒田港ですけれども、当然基地港湾に指定される段階でも、有識者の先生方の入った委員会において、要件に合致しているかというような確認がなされております。

18 ページ目と 19 ページ目は、まさに青森港と酒田港について、基地港湾に指定に係る基準を満たしているかどうかを確認した資料となっております。

参考までに 20 ページ目に基地港湾の指定に係る基準というものが載っております。いずれの港湾、全国で今指定されている七つの港湾ともに、こういった基準に合致するというふうに判断された上で、基地港湾に指定されているという状況でございます。

最後に 21 ページ目でございます。こちら参考情報ということでつけさせていただきました。秋田県の八峰町及び能代市沖、すでに促進区域に過去指定されていまして、事業者の選定が行われていた海域でございまして、秋田県の促進区域で選定された事業者につきましては、先日、どのような港湾を使って風車建設していくかというのは計画を公表しております。この事業者

については、室蘭港を利用するという含めた事業計画になっております。

21 ページにいろいろ書いておりますけれども、右下の表のところ、基地港湾については、近くに能代港というものがございまして、この事業者さんの計画としては、その能代港はO&M、要するに維持管理ですとか撤去、そのときに使うと。その他の建設段階では、能代港とは違う秋田港ですとか室蘭港を使うというような事業計画を立てて選定されております。基地港湾を建設で使うということは今まで一般的でしたけれども、一つ、こういったような事例も出てきているということで、参考までにご紹介をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら願いたいいたします。よろしいですか。はい。

それでは続きまして、資料5の洋上風力発電に係るサプライチェーン構築と人材育成について、発表者は北海道経済連合会ゼロカーボン産業立地グループ総括部長石井様。石井様、よろしく願いたいいたします。

【北海道経済連合会 ゼロカーボン産業立地グループ 石井総括部長】

北海道経済連合会よりゼロカーボン産業立地グループの石井でございます。今回この北海道洋上風力推進連携会議におきまして、このようなお時間をいただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

今回は、洋上風力発電に関わるサプライチェーン構築と人材育成についてご説明させていただきます。これより先着座にて失礼いたします。

お手元の資料、まずは表紙の次、右下のページで1ページご覧ください。本日ご説明させていただきます資料の大体の全体構成になります。北海道経済連合会では、昨年度コンソーシアムを作成して、北海道の委託事業「洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保支援事業委託業務」を受託しまして、道内の現状、サプライチェーンと人材育成、人材育成につきましては主にトレーニングセンターについてですね、調査を実施してございます。その調査結果の概要につきましてですね、資料にありますように、1. 調査にあたって、2. サプライチェーン、3. 人材育成、4. まとめという形で共有させていただきたいと思っております。

続きまして2ページをご覧ください。調査にあたっての背景になるのですが、先ほどから申されていますように、洋上風力発電はですね、促進区域に指定された後、公募であったり、開発建設で、運転開始まで6年ないし8年、また、運転開始後はですね、20年を超える運用をされるということで、息の長い作業でございます。先行事例を見ますと、事業者確定後7年以内の運用開始を見込んでいることから、北海道は早ければ2030年頃には、一般海域の洋上風力発電が稼働すると思われまます。そのため、今から準備が必要であり、昨年度の委託事業におきましては、そのための事前調査の位置付けと認識してございます。

3ページをご覧ください。この調査は、先行文献調査及びアンケート、ヒアリング調査で構成してございます。アプローチの仕方としましては、現状の把握、参入余地の確認、また、ヒアリングで出た課題の解決の方向性、この3パートに分けて実施してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。現状把握の一つ目、洋上風力発電の業界の構造の把握

の資料でございます。洋上風力発電は、調査、風車の製造、建設工事、完成後の O&M の分野ごとにサプライチェーンが形成されます。今回の調査では、各分野で実績を持つ上位事業者を特定し、各事業者に対して、地元企業の参画の実績であったりとか、道内企業の参画の可能性、この2点についてヒアリングを行ってございます。

次5ページをご覧ください。港湾区域の洋上風力として既に稼働している秋田県、また石狩の二つのヒアリング結果を記載してございます。その結果はですね、組み立てに使用する部材の供給や組み立て工事の下請けとして、地元企業の参画というのはございましたが、風車の主要部品の供給や一次下請け・一次請けに地元企業が参画するケースというのはございませんでした。国内調達率は高いのですが、地元調達率はないというのが認識でございます。

6ページ目をご覧ください。6ページから8ページにかけましては、事業者が、道内で事業を検討するにあたり、道内企業が参入できる項目について、ヒアリングを実施しまして、その結果を記載してございます。この6ページではですね、道内企業参入が期待される分野として記載しておりまして、先行事例同様、工事と O&M のサプライチェーンで参入が期待されるというふうなまとめになってございます。

続きまして7ページをご覧ください。ここでは、参入ハードルが高い、厳しいと考えられる分野の結果でございます。風車の基礎の製造は参入が難しい分野として、かなり辛口なご意見が多いという結果になってございます。また風車製造のサプライチェーンには、ナセル組み立て工場を中心とした産業集積または、タワーやブレードの製造工場、これは港湾地区になりますが、この二つに集約されます。ナセルの組み立て工場は、横浜や韓国で検討されていることから、北海道は広大な敷地を生かしてタワーやブレードの工場誘致に力を入れることも一つの着眼点かということ、ヒアリングを通して感じてございます。

8ページをご確認ください。その他は道内の事業検討にあたって感じる課題についてでございます。事業者からは、そもそも道内にどのような企業があるかということを知りません。冬期間の作業ができない場合にはどうすべきか、検討する必要があるといったご意見もあり、いろいろな課題点の指摘も受けてございます。

続きまして9ページをご覧ください。この9ページと10ページにつきましては、道内企業からのアンケート結果をまとめてございます。道内企業ヒアリングでは、先に申しましたとおり、石狩湾の案件について参入している企業や陸上風力に関与している企業がいることが判明しております。一方で参入済みの企業は風力関係の上流にいる取引先からの声かけで参入しており、そのような繋がりを持たない道内企業は、参入が難しいということも判明してございます。

10ページをご覧ください。道内企業の参入の意向についてでございます。道内企業の参入意欲は総じて高いものの、洋上風力の将来性、自社技術を生かせるかなど、情報が不足しているため、具体的な参入への動きには進めないという声が多いという結果になってございます。支援策として、情報不足を補うために、セミナー、またマッチングを実施してくれるプラットフォームなどの体制づくりが必要だと挙げられてございます。

続きまして11ページをご覧ください。事業者は道内企業アンケートヒアリングの結果を整理したものでございます。サプライチェーンに関するヒアリングの結果をもとにプロットしております。重要だと考える示唆は、右側の方に記載する二点でございます。一つ目としましては、事業者と道内企業をつなげるために、情報提供や、マッチングの機会創出が必要です。二つ目としては黄色い文字になってございますが、後背地の活用を含めた、港湾のあり方をしっかり事業者に

発信することで、道内のサプライチェーン構築が進む可能性があります。こうした情報提供やマッチング機会創出、道内港湾のあり方を広く PR する必要性があるといった示唆を抽出してごさいます。

続きまして、12 ページ、こちらをご覧ください。12 ページから 15 ページまで、こちらは、人材育成に関わる調査になります。すでにご存知のとおり、O&M 関連企業により、表の記載のとおりですね、将来的な O&M 人材需要というのは約 2 万人だとか、海洋技術者は 1 万人が必要といったところで、人材の育成につきましては、業界団体や事業者から、今後多くの人材育成を必要とするというようなメッセージが出てございます。

13 ページをご覧ください。道外で先行しているトレーニングセンターに関する調査でございます。道外の先行トレーニングセンターは、いろいろ点在してございますが、それぞれが異なったコンセプト、例えば、初期技術者を育成すればあとは OJT でとか、ファイナンスを含め全体マネジメント人材が欲しいな、といったところ、多様な目的をもって事業展開をされておまして、北海道として参考にすべきコンセプトを一つに絞ることはちょっとできませんでした。

14 ページをご覧ください。政府の洋上風力の導入目的や目標をもとに、今後の GWO 取得者数を想定しますと、2030 年には道内 1,500 人を超える方に GWO を取得していただく必要がございます。道内企業が洋上風力に参入するためにも道内にトレーニングセンターを設置することが望ましいというふうに考えてございます。

15 ページをご覧ください。将来的な受講人数の増加を踏まえ、道内にトレーニングセンターを検討することが必須と考え、検討の方向性を表にまとめてございます。アクセス等細かいことは省きですね、重要なポイントは 2 点でございます。一つ目としましては、最低限の GWO の認定施設は、いろいろな費用、トレーナーやプール等々の部分と、収入・受講料がマッチしない可能性がございます。資格取得の機関ではなく、人材育成機関として設置するのはどうかといったところを検討すべきではないか。二つ目としましては、人材育成機関の検討には、先行実績を持つマースクや他の国内組織等と相談しながら連携できるあり方を模索すべきだと、こういうことでまとめてございます。例えば、青森でも同じように検討を進めております小さなエリアでのマーケット競争についても意味がないと思います。海外では、海底油田での開発技術が洋上風力に生かされるようで、その人材の連携も取れているようですが、日本にはその海底油田等に関連する人材もおらず、1 から洋上風力に関連する人材を育成しなければいけない。だからこそ、他地域と連携してこの新産業をどう発展させていくか、議論すべきかと考えてございます。

16 ページをご覧ください。まとめになってございます。今回の調査では、サプライチェーンの構築と、人材育成等の取り組むべき方向性、展開プロセスを記載のとおりまとめました。やること、できることは、単純なのかもしれませんが、上段のサプライチェーンは、港湾のあり方を PR するとか、事業者等道内企業のネットワークづくり、この 2 点を進めることで、産業の誘致、道内事業のサプライチェーン参画を促すこと。また、人材育成につきましては、啓発活動と並行して、北海道としても、目指すべき人材育成の施設のあり方を関係機関と議論して検討していくことが必要と再認識しております。

以上が昨年度実施しました受託調査の確認事項になります。繰り返しになりますが、まずは、基礎的な取り組みをしっかりと展開していくことが先々のサプライチェーン並びに人材育成に繋がるものとして準備を進めていくものと考えてございます。

最後になります。17 ページをご覧ください。来月、9 月 3 日、4 日に札幌で開催されます Global

Offshore Wind Summit-Japan、GOWSにて、道内事業の合同出展及び事業者と道内企業のビジネスマッチングを実施いたします。道内洋上風力促進に関する取り組みとしまして、この活動について皆様のご理解、ご協力賜ればと思っております。簡単ですが、道経連からの発表は以上といたします。ありがとうございました。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、資料6、道内の有望区域における協議会の運営状況について、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課課長補佐の寅尾より発表させていただきます。よろしくお願いたします。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 寅尾課長補佐】

北海道ゼロカーボン産業課の寅尾と申します。どうぞよろしくお願いたします。私の方からは資料6、道内の有望区域における協議会の運営状況について、こちらについてご説明をさせていただきます。時間も限られておりますことから、所々端折った説明も含まれておりますこと、あらかじめご了承いただきたいと思っております。以降着座にてご説明させていただきます。

まずページをめくりいただきまして、目次の次ですね。1. 洋上風力発電の案件形成におけるステップと行政の役割をご覧ください。上段の方、手続きの流れでございますが、左側のステップ1、洋上風力発電事業に関心が出た段階、こちらの方からスタートいたしまして、ステップ2の国への情報提供、3の一定の準備段階に進んでいる区域とステップアップをしていく中で、利害関係者の特定などを行いまして、現在、道内5区域はステップ4の有望な区域となっております。こちらでは法定協議会を開催して、促進区域の指定に向けた具体的な議論を進める、このような段階になっている状況でございます。なお、5区域のうち松前沖につきましては一昨日の会議で、協議会意見が取りまとまりましたので、今後はステップ5の方に進んでいくこととなります。

続きまして、2. 再エネ海域利用法に基づく道内での区域整理状況でございます。昨年5月に有望な区域に整理された段階の各区域の状況を図で示したものでございます。また、右下にあります表のところは、各区域で仮に10MWないしは15MWの風車が設置された場合に想定される発電量及び風車の本数を試算したものでございます。こちらにつきましては今後の協議会の議論ですとか、発電事業者の計画により、変動するものでございますので、あくまで目安としてとらえていただければと思っておりますが、仮に、表の1基あたり15MW、こちらの導入が達成されたとするならば、合計約3,900MWとなります。こちらは、例えるならば、令和2年度の北海道全体の新エネ導入量に匹敵する大変大きな規模となるということでございます。

3. 道内の有望区域における協議会の開催状況その1でございます。こちら表の方に記載してございますとおり、現在、道内五つの区域のうち、三つの区域で協議会を立ち上げておまして、議論を進めている状況でございます。議論にあたりましては、地元の自治体、それから漁協・漁業者様、こちらがキープレイヤーとなるわけでございますけれども、例えば松前沖は、関係者が1町1漁協、右側の岩宇・南後志地区沖では6町村3漁協のように、区域ごとに関係者の数も様々となっております。なお繰り返しになりますが、松前沖では一昨日の第3回会議で、協議

会意見が取りまとめられましたので、今後は促進区域指定に向けた手続きに移行するということとなりますが、表の下の※のところに記載してございますとおり、協議会と協議会の間、何度も地元議論を重ねた結果、取りまとめというところに行き着いたものでございます。決して3回の会議で簡単に議論がまとまったわけではないということだけをご留意いただきたいと思います。

その2でございますけれども、各協議会の第1回目の会議で、各構成員の皆様から、洋上風力に期待することや懸念することなど、それぞれの立場からご自由にご発言をいただくこととしております。実際にご発言いただいた主な発言を記載させていただいてございます。こちら簡単にご紹介いたしますと、自治体側からは、例えば発電事業を通じた経済効果に期待しているですとか、地元港湾をぜひ活用して欲しいといったご意見のほか、人口減少や公共交通といった地域課題解決への支援などを期待したいといったご意見があった一方で、景観や騒音への影響が心配であるといった懸念が示された他、漁業者、漁業関係者様の方からは、養殖事業など、漁業振興策を期待しているといったご意見のほか、漁業影響へのやはり懸念があるといったことから、継続的な漁業影響調査を行って欲しい、その他漁期や産卵期に配慮した工事の実施をお願いしたいといった要望が出されているところでございます。下の※に記載してございますとおり、発電事業者に求めるべきものは、協議会意見に書き込み、専門家などから説明可能なものは協議会の中で対応するというような取り扱いをしてございます。

次のページとなりますが、こちらは先ほどエネ庁様の資料にも同じものが添付されておりましたので詳しくは触れませんが、協議会意見取りまとめについては、記載しておりますとおり選定事業者に求める事項、これと地域の将来像、これの組み合わせたものとなります。地域と事業者がともに将来像の実現に向けて取り組むことで、洋上風力と地域漁業との共存共栄が具現化されるということを目指すものでございます。

次のページです。こちら、先ほどより申し上げておりますとおり松前沖が、今回1に記載しておりますように協議会意見取りまとめとなったわけですが、今後どのようなステップを踏んでいくか、ちょっと細かく記載させていただいております。今後は、2に記載してございますように国による促進区域の指定、3に記載のとおり事業者の公募の開始から、6. 発電事業者の選定に至ります。それ以降も様々なプロセスを経て、ようやく最大30年に及ぶ発電事業が行われていくということになりますが、今後の手続きが順調に進んだとしても、最終的に、実際に10の風車の建設作業が開始されるというところに行き着くまでには、ただいまからは、数年単位で時間がかかるといったような状況になります。

最後にですね、道庁の方で実施を予定しております、各種支援策についてご紹介をさせていただきます。8ページ、洋上風力発電加速化推進事業ということでございますが、こちらは地域の合意形成支援として、今年度道内数ヶ所で住民向けの勉強会の開催及び普及啓発資材の作成などを予定してございます。

9ページ、洋上風力発電サプライチェーン構築人材育成支援事業についてでございます。先ほどもちょっとお話がありましたが、裾野の広い発電事業に道内企業の参入可能性を高めるため、資料右側の事業イメージというところに記載がでございます(1) サプライチェーン構築支援事業、といたしまして今年度も道経連さんと協力の上、発電事業者と道内企業のマッチングなどを行うほか、(2)に記載の洋上風力関連人材育成といたしまして、従業員に資格取得等を行わせる事業者に1人当たり50万円を上限に補助事業を実施してございます。こちらについては別途配付しております資料の7、こちらにも配布しておりますので、関心のある事業者様などがございました

らぜひ情報を拡散していただけると大変ありがたいと思っております。

また、資料6に戻りますが、(3)の教育機関向け普及啓発といたしまして、就職の選択肢と考えていただくために、高校生向けの出前授業の実施ですとか、企業見学のバスツアー、こういったものを今年度行う予定でございます。

以上、我々北海道といたしましても、協議会の運営、それから各種支援策、今、ご紹介いたしました、こういったことも通じまして、道内における洋上風力発電の早期実現を図り、ゼロカーボン社会に向けた着実な推進や産業振興などを目指して、皆様とともに取り組んで参りたいと考えてございます。北海道からは以上です。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。はい。それでは、5番の議事の方は以上となりますが、続きましてですね、議題の6、その他になりますが、道より2点ほど、情報共有をさせていただきたいと思っております。

1点目は、チーム札幌北海道、TSHと呼んでおりますけれども、TSHが国に提案し、本年6月に、札幌市と北海道が指定されたGX金融・資産運用特区についてでございます。資料8でございます。発表者は経済部ゼロカーボン推進局課長補佐の阿部の方より発表させていただきます。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 阿部課長補佐】

道庁のゼロカーボン産業課阿部と申します。若干お時間ちょうだいいたしまして、私の方からは、北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」についてご説明をさせていただきます。失礼して、座らせていただきます。

1ページ目になります。これまでの経過であります、国が金融・資産運用特区の創設を打ち出したことを踏まえまして、今年の1月に札幌市が先行する形で、特区提案をいたしました。3月に提案内容をGXに関する項目を全道域に拡大いたしまして、変更提案をさせていただいてるところでございます。本年6月に金融庁が策定いたしました金融・資産運用特区実現パッケージというものがございまして、そこで、北海道・札幌市が、金融・資産運用特区の対象地域として決定されました。あわせて、同日開催されました国家戦略特区諮問会議におきまして、北海道を戦略特区として指定することが了承されたところでございます。(2)の金融・資産運用特区の概要の方になりますが、こちらの制度は、成長分野、北海道では、GXとしておりますけれども、この分野への十分な資金が供給される環境、それを実現するために、金融庁と地域との協働、さらには、関係省庁との連携によりまして、金融・資産運用サービスの集積、そして成長分野の発展を目指すものでございます。規制の特例緩和につきましては、国家戦略特区制度を活用することとされております。下の※1になりますが、金融・資産運用特区は概念上の特区と書いてございませぬ。これ自体は、個別の法的な根拠を持っておらず、国家戦略特区の活用などによる規制緩和、国の運用面での取り組み、さらには地域の主体的な取り組み、三つの組み合わせが金融・資産運用特区の枠組みとなっております。

特区の目指す姿についての説明になります。昨年の4月にG7気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌市で開催されました。この機会をとらえまして、各国の大使のご臨席のもと、「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表したところでございます。こうしたことを契機としま

して、国の方では今後十年間で、150兆円と言われる投資が見込まれるということ踏まえまして、国内随一の再エネポテンシャルを有する北海道と札幌市の優れたビジネス環境を生かしまして、右側の絵になりますけれども、今回の金融・資産運用特区におきまして、全道域のGX産業の振興と札幌市域における金融機能の強化を両輪といたしまして、再エネ供給基地として、また、世界の金融センターの実現を目指すところでございます。

スライドの3ページ目お願いいたします。こちらは3、北海道・札幌市からの提案の概要になります。先ほど申し上げました通り、この度の金融・資産運用特区は、地域の主体的な取り組みが必須とされていまして、左側の方でいきますと、快適なビジネス環境整備といたしまして、税制優遇の検討であるといったことや、真ん中の魅力溢れる生活環境整備というところで、6番から9番にあるような、外国人が暮らしやすくするための様々な取り組み、そして右側の方の誘致活動等におきましては、企業誘致であったり、ビジネスマッチング、また13番目のGX事業の認証制度の創設、こういったことの内容の検討を進めているところでございます。

そして(2)の下の方になりますけれども、国への要望といたしまして、金融やGX関連事業の環境整備に向けた規制緩和の提案を行っているところでございます。

4ページ目5ページ目のスライドが規制緩和の提案した内容等、現在の進捗状況等取りまとめているところでございます。国の対応といたしましては、提案に対してマルかバツかというだけではなくて、特区とは別の方法で何らかの措置を講ずるものといったことや、継続して検討するものがございまして、国の対応状況を記載してございます。詳細の説明は省かせていただきますがご参照いただければと思います。

最後ですが、今後のスケジュールになります。先ほど申し上げたとおり、特区の方は指定されましたが、現在どこの位置にあるかというところですが、下の(3)のところになります。6月26日に政令改正がありまして、北海道は国家戦略特区として指定されたところでございます。過去の例を参考にして想定したものでございますけれども、この特区で実現する規制改革の内容や事業計画を定めた区域計画、そういったものの策定に向けまして、まずは、今後国による区域方針の決定、そして事業者の公募などなどについて、進んでいくところが予定されてございます。並行しまして、下の方になりますけれども矢印書いてございまして、規制緩和の提案検討というところで、新たな規制緩和の提案というものを今後検討していく予定でございまして、こちらにつきましては、先般道のホームページ、我々のゼロカーボン産業課のホームページに募集フォームも立ち上げてございますので、ご参照いただければというふうに思います。

スライドを本日ご用意してございませぬけれども、こうした特区の周知、ご理解を深めていただくことが必要だというふうに考えてございますので、来週から各振興局単位での説明会開催を予定してございます。こちら手前どものゼロカーボン産業課のホームページの方に掲載してございますので、ご参照いただければというふうに思います。

私からは以上になります。

【北海道経済部 ゼロカーボン産業課 田島風力担当課長】

はい、ありがとうございます。続きまして、先ほど道経連さんからの発表の中にもございましたが、GOWS-J、Global Offshore Wind Summit-Japanにつきまして、私の方から、若干ご案内させていただきます。

資料9をご覧ください。Global Offshore Wind Summit-Japan 2024 ということ

で、日時が真ん中くらいのところがございますが、2024年9月の3日から4日、開催場所は札幌市白石区のコンベンションセンターで行われます。主催は一般社団法人日本風力発電協会と、Global Wind Energy Council、GWECですね。北海道と札幌市などは名義後援をする予定となっております。

コンセプトは、日本の洋上風力の諸課題解決に向けての意見交換ということで、様々なセッションが行われます。それから②として、洋上風力における国内外の産業交流の実現。③として洋上風力開発地域における地元理解の促進と人材育成ということになってございます。

詳しくは2ページ目と3ページ目に開催の内容が書いてございますので、後程ご覧いただければと思います。3ページ目の次に二枚カラーのチラシがございますが、こちらが主催者側の方で、有料のゾーンと無料のゾーンとございまして、主に無料のゾーンで行われる内容について、詳しく案内をしているものでございます。

最後のページの上にイベント概要とある無料ゾーンのところですけれども、企業・大使館ブースの展示会場でブースの出展、それから2番として市民学生向けの無料セミナー。それから3番として体験コーナー・模型展示コーナー。4番、ポスターセッション。そして5番、ブース出展企業や大使館によるミニセッション。そして6番、先ほど道経連さんからお話のありました道内企業と道外・海外企業との合同ビジネスマッチング、そして7番として洋上風力アーカイブコーナーといったことが、無料ゾーンの中で行われますので、ぜひ皆様にもお時間ございましたら、ご参加いただくと幸いです。

はい。簡単ではございますが、GOWSの紹介でございました。

道庁からの情報共有は以上となりますが、全体を通しまして、ご質問等ございませんでしょうか。本日の議題以外についてもこの機会に、結構でございます。よろしいでしょうか。もし何かございましたら、また、ゼロカーボン産業課の方にですね、何なりとお問い合わせいただければと思います。

ちょっと時間より若干早いですが、今回の推進連携会議については終了したいと思います。

最後に、現在洋上風力発電の導入を進めていく上で、様々な課題がございますが、諸課題の解決を含め、進めてですね。現在、有望区域となっている5区域が促進区域に指定されるということと、また新たな案件形成に繋がることを、道庁としても期待して進めていきたいと思っております。

本日の貴重なご意見等も参考にさせていただきながらですね、道としても洋上風力発電の導入に向けて、様々な取り組みを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日はどうもありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

以上